

# 道路等境界確定図書作成要領

関係土地所有者等との現地立会のうえ境界（区域界）が確定した場合は、次の要領で道路等境界確定図書を作成し、道路等確定測量図は2部（市道と法定外がある場合は3部）、写真は1部を提出するもの。

## 1. 道路等確定測量図

1) 実測平面図（原則、縮尺250分の1程度のものとし、申請箇所並びにその周辺地形及び地上物件を表示したもの）に、次に掲げる事項を記入押印すること。

- ・ 縮尺及び方位
- ・ 申請地の所在及び地番
- ・ 隣接地及び対側地の地番
- ・ 境界線（申請箇所又は道路等の境界が確定した箇所は朱書きし、官民境界線若しくは市道区域界等を明示する。境界標又は杭等の各境界点の位置及び測点番号）に点間距離を記入
- ・ 境界点、引照点及び測量の基準となった公共基準点（街区基準点等）の座標数値表。ただし、市街化調整区域等、世界測地系座標での測量が困難な場合は、任意座標でも可とする。
- ・ 横断面図の測量位置
- ・ 作成（測量）年月日及び測量者（作成者）の資格（職）、氏名、職印

2) 横断面図（原則、縮尺100分の1以上のものとし、各境界点箇所及び地形に応じた地形地物を表示した図面）に、次に掲げる事項を記入すること。なお、横断面図は、三方界若しくは市担当者が指示する箇所で作成すること。

- ・ 縮尺
- ・ 申請地・隣接地・対側地の地番
- ・ 官民等の境界（申請箇所又は道路等の境界が確定した箇所は朱書きし、官民境界若しくは市道区域を明示）
- ・ 実測平面図の横断面測量位置と対比できる位置表示記号
- ・ 作成（測量）年月日及び測量者（作成者）の資格（職）、氏名、職印

## 2. 写真

1) 境界標（引照点を含む。）設置後の境界標の遠景・近景の写真

※ 遠景写真については、境界標の場所が分かるように測点番号の記入等、適宜工夫すること。

2) 立会者が分かる写真（写真には立会者の氏名を記入のこと）

※立会者全員の集合写真若しくは三方界ごとに立会者の写真を撮影し提出すること。

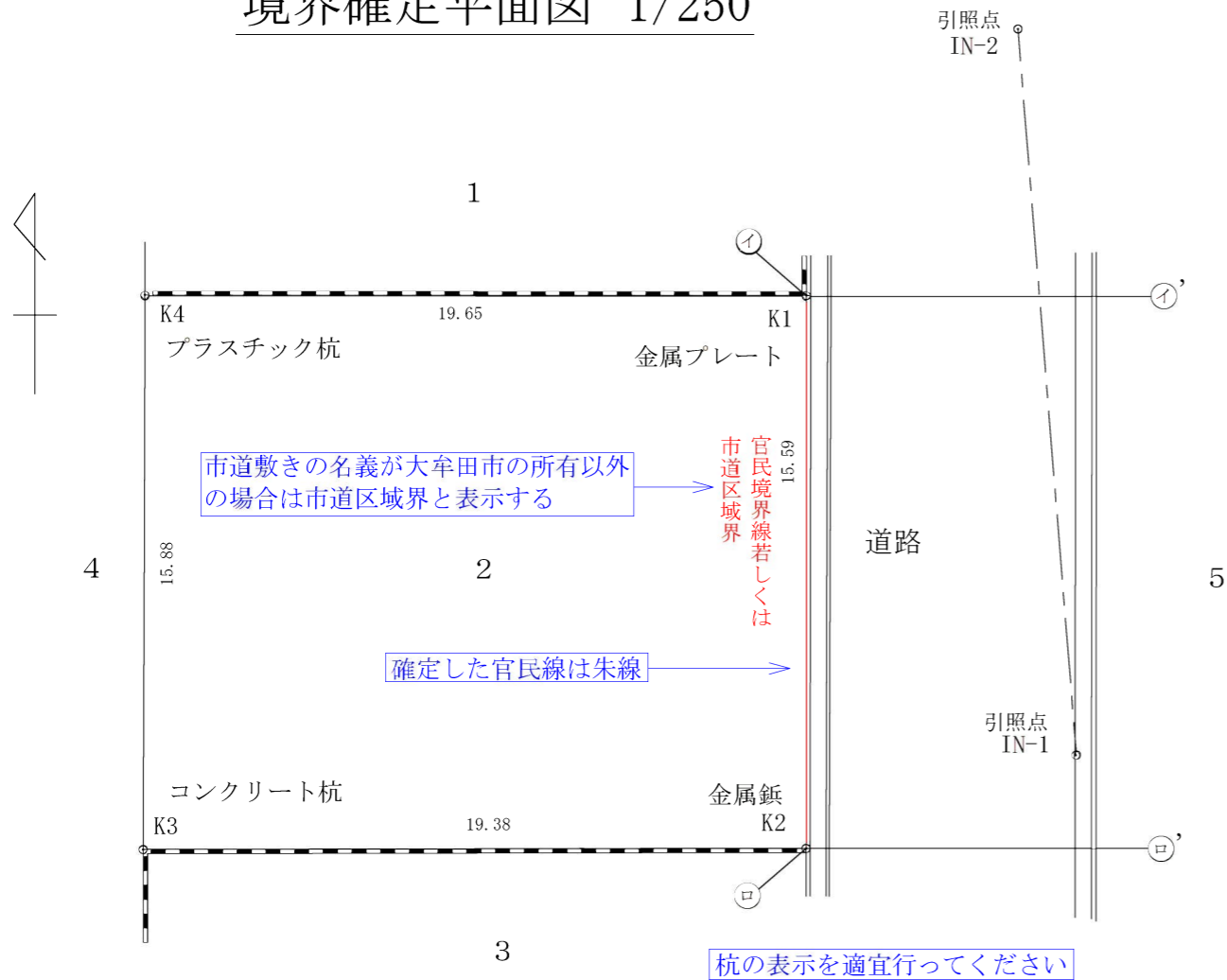
立会当日、来られなかった方についても、後日、立会の写真を撮影し提出すること。

遠方その他何らかの事情で立会写真を添付出来ない場合は、その理由を明記すること。

### 3. その他

- 1) DID 区域の測量については、原則、街区基準点を使用して測量すること。なお、街区基準点が亡失していた場合は、担当者と協議すること。
- 2) 国土調査完了地区については、原則、国土調査の基準点を使用して測量すること。また、国土調査の成果の写し及び世界測地系座標に変換した資料を添付すること。
- 3) その他の地区については、任意座標とすることが出来る。
- 4) やむを得ず GPS 測量する場合は、測量中の写真若しくは観測手簿等適宜測量の成果がわかる資料を添付すること。

境界確定平面図 1/250



街区（電子）基準点座標一覧表

測点名	X座標	Y座標

測量に使用した街区（電子）基準点を記入

引照点座標一覧表

測点名	X座標	Y座標
IN-1		
IN-2		

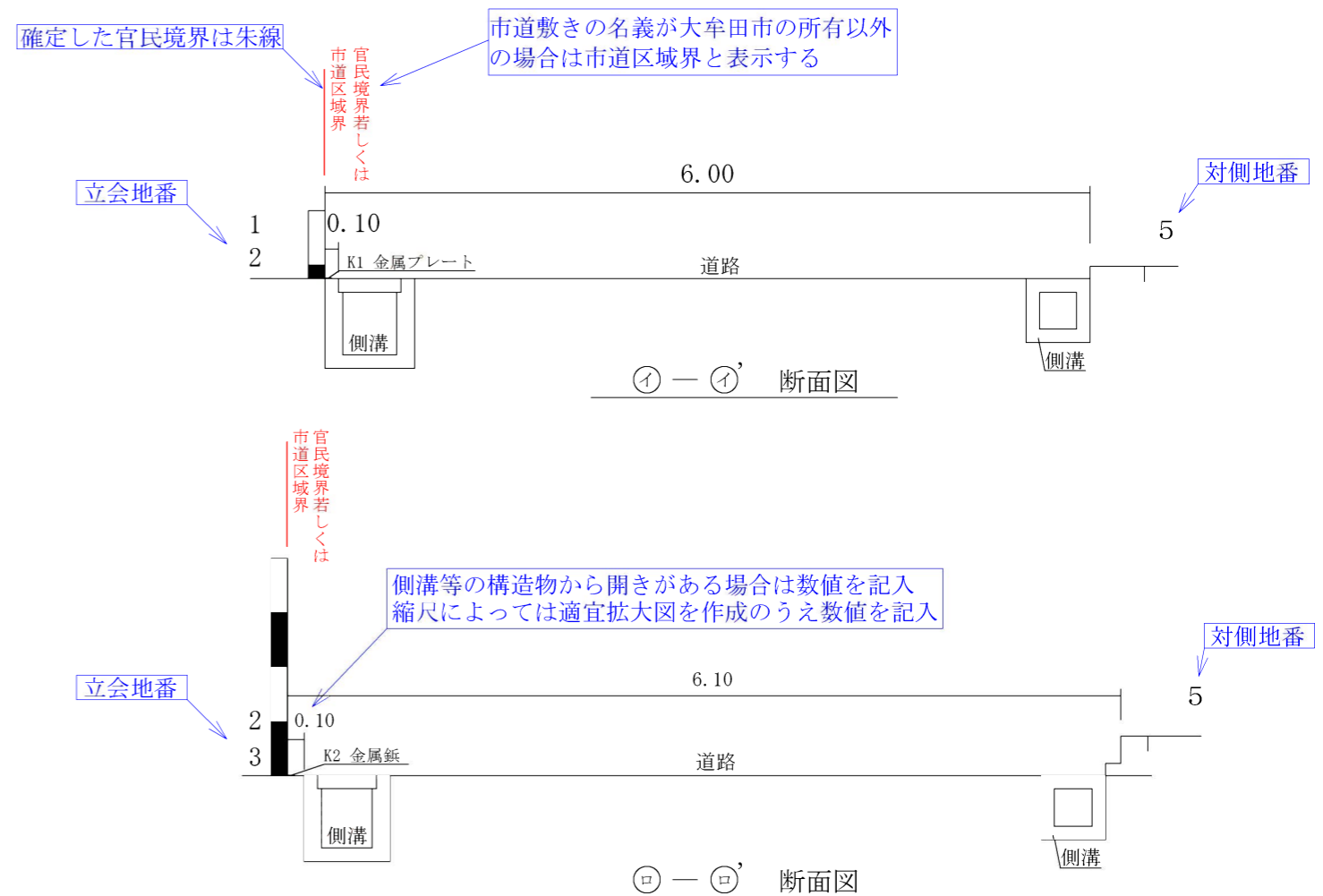
引照点を設置した場合は位置と座標を記入

境界点座標一覧表

測点名	X座標	Y座標
K-1		
K-2		

確定した座標値を記入（求積表でも可）

断面図 1/100



※これはあくまで参考図であり、必要な事項が記入されている図面を作成してください。

所在	大牟田市有明町〇丁目〇番	作成年月日
図面名	境界確定平面図・断面図	縮尺 1/
図面作成者		

職印

# 参考例（水路）

- ・ 平面図及び断面図の記載内容については、参考例（市道）に準拠すること。
- ・ 断面図作成に当たっては下図を参考に作図すること。

